

障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例

平成26年4月1日に施行されました。

この条例は、多くの市民、障害のある人、事業者、団体、県議会、県行政等、多くの人の努力でつくられました。それはなぜでしょう・・・そこには私たちの暮らす沖縄県を「差別や虐待がない社会にしなければ」という共通の思いがあったからです。障害のある人もない人もぜひこの条例のことを知って下さい、伝えてください。そして共生社会【インクルーシブ社会】の実現へ向けて活かしてください。あなたの一つの行動が社会をよりよくし、私たちの未来、そして次世代の未来につながっていくのですから。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」前文

沖縄県では、県民の心に根ざした人と人とのつながりを大切にする相互扶助の精神に基づき、共に助け合う地域社会が築かれてきた。

しかしながら、障害のある人については、障害を理由とする差別を受けたり、良好な居住環境、自由な移動、情報の利用等が十分に確保又は配慮されていないこと等の様々な要因により、自己の望む生活を十分に実現できているとは言えない。

また、障害のない人にとって問題にならないことが障害があることにより社会的障壁となったり、障害のある人に対する理解の不足、誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を余儀なくされている人も少なくない実態がある。

さらに、本県においては、離島及びへき地における厳しい生活条件が、障害のある人にとって不利なものになっている。

このような状況において、私たちに今こそ求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実とともに、障害のある人に対する障害を理由とする差別等をなくしていく取組である。

ここに私たちは、国際社会や国内の動向を踏まえ、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会【インクルーシブ社会】の実現を目指して、この条例を制定する。

条例の目的

障害を理由として様々な困難にあっている人々の状況があります。そのため、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会をつくることについて、基本理念（基本となる考え方）を定め、県の責任と義務、また県民の役割を明らかにします。そして、障害を理由とする差別や行ってはいけないことについて、県民共通の「ものさし」をつくります。また、そのような差別などをなくすため、県が様々な分野で行う支援などを計画的に推進することにより、全ての県民に障害があってもなくても分け隔てられることなく社会の対等な一員として安心して暮らすことができる共生社会【インクルーシブ社会】を実現させること

がこの条例の目的です。

県民の理解の促進

障害のある人に対する差別や暮らしにくさは、障害のある人に対する誤解や偏見、理解の不足等によって起こっています。沖縄県では、障害のある人と協力して、障害のある人が権利の主体であることを踏まえ、様々な啓発活動、研修、その他必要な取り組みを行い、障害のある人に対する県民の理解を深めていきます。

定義（この条例で使われている言葉の意味）

○障害のある人とは

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害、その他の心身の機能障害があり、これらの障害と社会的障壁（バリア）によって、継続的に日常生活また社会生活を過ごす上で困難な状態にある人。

○社会的障壁とは

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で、障壁となるようなもの。

- ①社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
- ②制度（利用しにくい制度など）
- ③慣行（障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など）
- ④観念（障害のある人への偏見など）

【具体例】（例）街中の段差－ 3センチ程度の段差で車いすは進めなくなります。

（例）書類－難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。

（例）ホームページ－すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

条例における差別の禁止とは？

（1）差別を理由とする不利益な取り扱い

条例における不利益な取り扱いとは、日常生活、社会生活における10の分野における「してはならないこと」を具体的に掲げ禁止しています。

条例では次の10分野における差別の禁止について具体的に書かれています。

- ①福祉サービス ②医療 ③サービスの提供・商品販売 ④雇用
- ⑤教育 ⑥建築物の利用 ⑦公共交通機関の利用 ⑧不動産の取引 ⑨意思の表明の受領 ⑩情報の提供

（2）必要かつ合理的な配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎ

ない範囲で、社会的障壁（バリア）を取り除くために、必要かつ適当な変更及び調整を行うことが求められます。（合理的な配慮）

こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合も差別に当たります。

(3) 障害のある人への虐待

障害のある人に対し、虐待をしてはいけません。

障害に合わせた合理的な配慮の例

肢体不自由・内部障害

- ・廊下などの歩行空間には、通行に支障をきたす物を置かないようにする。
- ・手が届かない場所にある物を取る。
- ・ボタンを代わりに押す。
- ・「お手伝いしましょうか？」と必ず声をかけてから介助する。
- ・トイレをバリアフリー化することやオストメスト対応トイレを設置する。
- ・車いすで利用しやすい高さの机を用意する。

視覚障害

- ・会議などにおいて、要望に応じて、点字や拡大文字、テキストデータの資料を用意する。
- ・「こちら、あちら、これ、それ」などの指示語ではなく、「30m右」など具体的に説明する。

聴覚障害

- ・問い合わせ先に電話番号のほか、ファクシミリの番号やメールアドレスを記載する。
- ・会議になどにおいて、要望に応じて、手話通訳や要約筆記を配置する。
- ・お互いが可能なコミュニケーションの方法を確認する。
- ・筆談を必要とする方のために、筆記用具やメモ用紙、筆談ボードなどを配備する。

精神障害

- ・出勤時間を遅らせるなどの勤務時間の調整を行う。
- ・心理的に疲れたときに休息できる場所や時間を準備する。
- ・カウンセリングや通院のための休暇を認める。

知的障害

- ・資料に写真やふりがなを入れたり、平易な言葉で具体的に表現したりする。
- ・短い言葉でゆっくり、ていねいに、くりかえし説明する。

発達障害

- ・抽象的な表現は用いず、具体的に説明する。
- ・言葉だけでなく、絵や写真を使って手順をひとつずつ示す。

その他

- ・勤務が過密にならないよう時間調整を行う。
- ・通院のための休日振替や休暇の取得など、勤務日の調整を行う。

差別等を解消するための支援

障害を理由とする差別等にあたる行為があった場合は、障害のある人とない人との間に新たな摩擦が生まれたりしないよう、第三者的立場の相談員を交えた話し合いや、調整委員会の助言、あっせんに基づく当事者による自主的な解決を図ることとしています。

相談員による差別等の解消

- ・県民から市町村の差別事例相談員に相談をする。
- ・困難な事例の場合は、市町村の差別事例相談員が県の広域相談専門員に相談し、県の広域相談専門員から助言を行う。
- ・そのような相談員による助言や話し合いによってトラブルの解消を図る。
- ・相談員による解消が困難な場合は、障害のある人やその保護者、支援者から知事に対して助言やあっせんの申し立てを行うことができる。
- ・あっせんの申し立てがあった場合には知事は、調整委員会に助言やあっせんを求める。
- ・調整委員会において助言やあっせんを行い、トラブルの解消を図る。
- ・調整委員会による解消が困難な場合は、調整委員会が知事に勧告を求めることができる。

おしえてQ&A

どこに相談すればよいのですか？

まずは、お住まいの市町村の担当窓口で電話などでお問い合わせください。その内容に応じて適切な相談窓口が紹介されます。障害のある人をはじめ、家族、支援者など、誰でも相談することができます。また、差別と考えられる事案のほか、自らの行為が差別にあたるのかなども、この条例に基づく差別事例相談員や広域相談専門員がご相談に応じます。ひとりで悩まず安心してご相談ください。

障害を理由として合理的配慮をしないと、どんな場合でも「差別」となるのですか？

一見、差別に当たると思われる行為であったとしても、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」がある場合は差別には当たりません。また、「合理的配慮」についても、障害のある人等から求めがあっても、「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」となり応じることができない場合は、差別には当たりません。

しかし、これらの事情は、障害のある人から対応を求められた側が説明しなければなりません。

わたしにもできることはありますか？

障害のある人もない人も共に社会をつくる仲間です。一緒に社会をつくる仲間として障害のある人に対しても障害のない人と同じような気持ちをもって接して下さい。ただ障害のある人は障害のない人が気づかない社会的障壁（バリア）のために困っているのかもしれない。勝手な思い込みや判断をしないで、まずはどんな助けを必要としているか、よく聞いてみましょう。例としては、「どうぞお座りください。」ではなく、「お座りになりますか？」とたずねるなど。

障害を理由に差別をした場合には罰則がありますか？

罰則はありません。差別に関するトラブルが発生した場合は、障害のある人とない人との間で話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本としています。この条例では、それをサポートするために相談体制が整備されています。

条例の全文は沖縄県のホームページで確認できます。

共生社会条例で検索してみてください。

まずは各市町村の担当窓口にご相談ください。

沖縄県